

さいたま市告示第881号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和8年5月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市北区日進町二丁目235番3、同番6、同番10、同番15、同番16
- (2) 指定の年月日 令和8年5月22日
- (3) 指定の番号 第北26-004号
- (4) 道路の幅員 4.00 m
- (5) 道路の延長 33.83 m